

「道の駅おといねっふ」地方創生プロジェクト

公募型プロポーザル方式による
管理・運営委託事業募集要綱

令和7年1月

音威子府村

「道の駅おといねっふ」地方創生プロジェクト

公募型プロポーザル方式による管理・運営委託事業募集要綱

1. 事業の目的

本事業は、音威子府村（以下「村」という。）が中川郡音威子府村字音威子府155番地1に設置している「道の駅おといねっふ」の土地・建物について、今後における利活用の提案を広く公募し、防災事業や地方創生を推進する視点に立った有効活用などを目的として、総合的に審査するプロポーザル（事業企画提案）を実施するものであります。

このことは、民間事業者等の創造性豊かで高い発想力を最大限に活かし、昭和63年10月に開業した「道の駅おといねっふ（現レストラン及びトイレ部分含む）」を、設置当初の「雇用の場の創出及び地域活性化を図る」という村おこしの理念を継承しつつ、国土交通省の「道の駅」在り方検討会における「第3ステージ：地方創生・観光を加速する拠点へ（ネットワーク化で活力ある地域デザインにも貢献）」を踏まえ、防災や観光など更なる地方創生に向けた取り組みを図ることにより、同施設の有効的な活用を図るものです。

また、令和7年度開通（予定）の音威子府バイパス（音威子府インターチェンジ）の最寄りの施設として、村の玄関口の顔である施設との意識を持ちつつ、官民が一体となった事業の推進を図ることとします。

2. 事業のテーマ

テーマ：防災・地方創生・観光の拠点施設となる「道の駅おといねっふ」へ

3. 事業の内容

(1) 防災事業

- ・非常時に際し、防災機能を展開できる施設またはソフト的な対応ができることとし、地域住民や道路利用者、外国人観光客なども含め、安全・安心な場所を提供すること。
- ・平時は本村所有の防災備蓄品の保管を行うとともに、非常時は本村所有防災備蓄品及び本施設内に保有している販売商品（飲食料品・生活日用品等）を防災備蓄品として被災者に提供できるものとする。
- ・施設内厨房スペースを非常時は炊き出し用スペースとして利用及び開放できるものとする。
- ・村の防災計画に連動し、BCP（事業継続計画：Business Continuity Plan）を策定、防災訓練などを実施し、災害時の機能確保（避難待機スペース等）をすること。
- ・道の駅の活動として、道路利用者等への様々な情報提供を行うこと。

(2) 地方創生推進事業

- ・人口減少の克服と地域の活性化に向け、施設として雇用を生み・継続し、リモートワークやワーケーションなどにも対応することで、交流・関係人口を築くことから、人口減少社会に抗い、その目的に沿った事業を主体的に展開すること。

- ・人が集まる施設として事業活動し、休息休憩場所の提供をすること。
 - ・施設の維持・管理及び運営を行うこと。
- (3) 観光事業
- ・観光情報及び地域情報の拠点として対応をすること。
 - ・村内特産品（農産物含む）はもとより、地方特産品（本村以北の道北地方）の販売並びにイベント等の開催及び協力をすること。
 - ・トイレ部門は原則365日・24時間利用可能な場として、その他の部分においての営業時間は12時間以上のサービス提供をすることができること。(清掃・管理含む)
 - ・商品販売等の提供を行う場合は、キャッシュレス対応ができること。
 - ・食料品等を取り扱う場合は、店内での飲食可能なスペースを確保し、その管理・運営を行うこと。
- (4) その他、村長が必要と認める場合
- ・上記(1)～(3)のほか、村長が必要と認める場合においては、その協議事項を検討し、実施に向けた対応を図ることができること。

前記「2. 事業のテーマ」及び上記(1)～(4)を実現するために事業を提案され、審査の結果採用となった提案を実現するため、施設等に必要な整備を行うことを認める。なお、施設等の整備の方法については、提案内容の実現のため、事業費、運営等の観点から公設民営方式やPFI方式など、より効率的で実現性の高い手法について村と提案者が協議を行うものとする。

4. 対象財産の概要

本提案の対象となる施設等の概要は次のとおり。(※図面は別紙参照)

- ・建物 住所：北海道中川郡音威子府村155番地1

1階総面積（トイレ含む）	389.99㎡
2階総面積	105.09㎡
- ・土地 北海道中川郡音威子府村155番地1 宅地 1,065.92㎡

5. 施設整備及び管理運営委託事業の概要

【施設等に必要な整備を公設民営方式で行う場合】

(1) 施設整備

採用を決定した提案の実施については、事業費の低減、財源確保の確実性を検討した上で、より効率的な方法を村と提案者が協議して決定する。

(2) 概算事業費及び提案者負担額

- ・概算事業費 おおむね1.5億円を上限とする。(予算上限あり：要協議)
- ・提案者負担額 上記概算事業費より、各種地方債償還分等のうち実質村負担分以外を除いた額となるよう双方協議する。(※詳細は下記(4)イ)

(3) 今後のスケジュール予定

- ・プロポーザルの公表、事業提案の募集開始 令和7年 1月 7日(火)
- ・事業提案の応募締め切り 令和7年 2月 3日(月)まで
- ・事業提案の採用決定通知(第1次審査) 令和7年 2月 6日(木)ころ
- ・実施方法を提案者と協議(第2次審査) 令和7年 2月21日(金)まで
(※第2次審査の可否は、決定次第通知する。)
- ・音威子府村議会への提案(3月定例会) 令和7年 3月上旬

< 上記、3月議会提案議決後 >

- ・管理運営に係る契約を締結 令和7年 3月下旬を予定
- ・実施設計の発注 令和7年 4月上旬
- ・施設整備工事の発注 実施設計作成完了後
- ・施設整備の完成 令和7年度内を予定
- ・提案事業の開始 令和7年度内を予定

※工事の発注時期等に、完成及び開始の時期が連動する。

(4) 管理運営方法

- ア. 村と提案者において、施設の管理運営に係る契約を締結して実施する。
- イ. 本施設の整備に要した経費(実施設計、施設整備工事、附帯外構工事等)の合計額のうち、地方債の交付税措置額(例:緊急防災・減災事業債の場合は充当率100%・交付税措置は元利償還金の70%)を除く費用について、管理運営に関する契約締結日以降の村が指定する期日までに村へ負担金として納付することとを基本とする。(※例は下記【村への負担金の例】)ただし、指定期日までに全額納付することが困難と見込まれる正当な理由がある場合は、地方債の償還期間に応じて納付計画書の提出により納付することができるものとする。
- ウ. 地方債償還期間中における施設及び用地貸付料については、上記イの負担金を充てるものとする。ただし、地方債償還期間後における施設及び用地貸付料については、償還終了時に改めて算定し設定するものとする。
- エ. 納付された負担金は、いかなる場合も返還しないものとする。
- オ. 上記イの負担額について、地方債による財源措置が困難な場合又は他の財源の活用が双方にとって有利と判断できる場合は他の財源を活用し、その場合の負担額については協議の上で決定するものとする。
- カ. 施設の管理運営経費(光熱費、燃料費など)については提案者の負担とし、各種設備等保守点検管理費用については、その負担の責を別途協議する。
- キ. 施設、設備の修繕が必要となった場合、少破修繕(概ね30万円以内)は提案者により行うものとし、それ以上の場合や改修等については村と受託者の協議により責を決定し実施する。
- ク. 本施設の運営に際しては、村及び村内団体等との連携により、産業や地域の振興に最大限の配慮を行うこと。

- ケ. 敷地の環境美化（草刈り、樹木管理、除雪）など適正な管理に努めること。また、周辺で行われる病虫害防除や農作業（音、ほこり等）に対して理解と協力のこと。
- コ. 24時間利用可能なトイレの管理費用については、その管理開始時期及び期間並びに費用については別途協議し決定する。

【村への負担金の例】

☆整備費合計を 100,000 千円、対象外経費 10,000 千円と仮定し、地方債（例：緊急防災・減災事業債・充当率 100%・交付税措置 70%）を活用した事業の場合

・施設整備費概算（実施設計、施設整備工事、附帯外構工事等）	100,000 千円…①
・対象外経費（※地方債対象経費外）	10,000 千円…②
・対象経費（①－②）	90,000 千円…③
・地方債の交付税措置（③×0.7）	63,000 千円…④
○想定負担額（①－④）	37,000 千円

※上記の地方債は、国の予算の動向により「充当率」が変化することがある。

※上記の交付税措置には利息を含んでいない。

6. 事業提案の条件及び提案書に記載する事項

事業の提案書の提出にあたっては、下記の（1）～（4）の事項を踏まえた内容とする。なお、提案書の様式に指定するものはなく、下記の要件を満たしていることとする。

（1）防災事業や村の地域活性化への貢献

- ・「3. 事業の内容」の（1）～（3）にある全ての内容に対応していること。

（2）各種連携

- ・村の各種団体及び個人等との連携を図ることが想定されている内容とすること。

（3）施設等に必要な整備を行う場合

- ・施設等に必要な整備を行う提案の場合は、その詳細を記した内容とすること。

（4）事業開始までのスケジュール

- ・上記の全ての条件のスケジュールやプロセス、運用開始まで準備等の想定を記した内容となっていること。

7. 応募資格要件

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- （2）会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 824 条の規定による解散命令を受けていない者
- （3）破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続き開始の申立てがなされていない者
- （4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申立てがなされていない者
- （5）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者

- (6) 国税及び地方税を滞納していない者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号のいずれにも該当しない者

8. 公募手続き

(1) 手続き

- ・公募の方法はプロポーザル（事業企画提案）方式とします。
- ・本公募への参加を希望する事業者等から、応募申込書（様式1）及び提案内容等を記載した提案書（※任意様式）の提出を求めます。
- ・共同出資、共同経営として応募する場合は、代表者を定め様式1（応募申込書）備考欄に構成員等を明記の上、代表者が手続を行ってください。
- ・書類は以下のとおり提出してください。

ア. 応募申込書（様式1）・・・ 1部

イ. 提案書（※任意様式）・・・ 10部

- 添付書類
- ・事業者等（会社）の概要（法人の場合は履歴事項全部証明書）
 - ・提案する事業の内容と特徴
 - ・施設設備の計画案（計画平面図等）

ウ. 運営収支計画、資金計画などを記載した事業運営計画（事業開始年から10年間）

エ. 提出期限 令和7年2月3日(月)までの持参又は郵送としてください。

（※電子メール、ファクシミリは受け付けません。）

オ. 受付窓口 〒098-2501 北海道中川郡音威子府村字音威子府 444 番地 1

音威子府村役場 総務課地域振興室

電話：01656-5-3311 F A X：01656-5-3837

(2) 募集要綱の配布・公表

募集要綱は、令和7年1月7日(火)から音威子府村役場総務課地域振興室で配布します。配布時間は、役場開庁日の8時30分から17時15分までとし、村公式ホームページ（<http://vill.otoineppu.hokkaido.jp/>）からもダウンロードもできます。

(3) 本事業に関する質疑及び回答

ア. 質疑受付期間及び回答日

質疑は、令和7年1月24日(金)までの間、随時受け、随時回答を行う。

イ. 質疑の方法

- ①本事業に対する質疑がある場合は、質疑書（様式2）により質疑内容等を記入し、受付期間内に音威子府村役場総務課地域振興室まで持参するか、電子メール又はFAXにより提出してください。郵送や電話での受付は行いません。
- ②質疑1件につき、1枚の質疑書を使用してください。
- ③質疑書の持参受付窓口は「(1) 手続き：オ. 受付窓口」に同じく、電子メールアドレスは「tiikishinkou@vill.otoineppu.hokkaido.jp」とします。

9. 提案書等の審査

(1) 審査及び体制

本公募の審査について第1次審査は書類審査、第2次審査はプレゼンテーションなどによる直接聞き取りの対面審査とします。なお、第1次の書類審査は、村及び関係団体で構成する「プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行います。

(2) 審査方法

審査は第1次及び第2次審査とし、第1次は提出書類により「2. 事業のテーマ」「3. 事業の内容」及び「6. 事業提案の条件」の全ての条件に沿って立案されているかを審査委員会において審査します。第2次は対面審査（協議）とし、応募者から事業計画のプレゼンテーションを直接受け、総合的に評価することとし、令和7年2月21日（金）までに全ての審査を終了するものとします。なお、第1次及び第2次審査の合否結果は、それぞれ書面により通知するものとしますが、合否結果の審査内容はお伝えいたしません。

(3) 提案書等の変更の禁止

応募者が提出した提案書等の内容の変更（書き換え、差し替え又は撤回等）は、軽微な訂正以外を認めません。ただし、第2次審査における村よりの追加提案（協議）を加えることを妨げるものではありません。

10. その他

(1) 費用の負担

応募及び調査等に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

(2) 応募者の公表

村は、提案書等の提出を受け付けた時点で、応募者の名前を公表することができるものとします。

(3) 応募者の資格の失効

応募者が次のいずれかに該当することとなった場合は、応募者の資格が失効されます。

- ア. 「7. 応募者資格要件」を満たさなくなった場合
- イ. 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ. 村の求めた書類を期限までに提出しなかった場合
- エ. その他応募に関して不正な行為があった場合

(4) 提案書等の取扱い

応募者が提出した提案書等は、本公募実施に関する村議会等への報告等に必要な場合及び情報公開条例に基づき公開の請求があった場合は公表するものとします。なお、提案書等の応募に係る書類は返却しません。また、提案書等は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。

(5) 著作権及び意匠

提出された提案書及び提出図書等に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、

それぞれの提出者に帰属するものとします。なお、提案書等のなかで第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加者にすべて帰属するものとします。

(6) 協議の解除

本プロポーザルにおいて、第2次審査合格以降の村と提案者の協議段階においては、双方がそれぞれ正当な理由を付す場合、協議を解除することができる。